**介護老人福祉施設設備確認シート**

**1.　応募者名**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 代表者職・氏名 |  |

**2.　確認欄**

本事業計画は、大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び関連規定に適合していることを確認しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出日 | 令和　　年　　月　　日 |

|  |
| --- |
| ○大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年府条例第114号）（抄）  (設備の基準)  第十一条　特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平家建ての特別養護老人ホームの建物については、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。  一　居室その他の入所者の日常生活に使用する設備を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。  二　居室その他の入所者の日常生活に使用する設備を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件を全て満たすこと。  イ　当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、第九条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。  ロ　第九条第二項に規定する訓練は、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。  ハ　火災時における避難、消火等に際して協力を得ることができるよう、地域住民等との間に連携体制を整備すること。  2　特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、これらの設備の一部を設けないことができる。  一　居室  二　静養室(その心身の状況により、居室で静養することが一時的に困難となった入所者を静養させるための設備をいう。以下同じ。)  三　食堂  四　浴室  五　洗面設備  六　便所  七　医務室  八　調理室  九　介護職員室  十　看護職員室  十一　機能訓練室  十二　面談室  十三　洗濯室又は洗濯場  十四　汚物処理室  十五　介護材料室(特別養護老人ホームで使用する用具又は備品を保管する倉庫その他これに類する設備をいう。以下同じ。)  十六　事務室  十七　前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備  3　前項の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。  一　居室　次に掲げる基準  イ　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者を処遇する上で必要な場合として規則で定める場合は、四人以下とすることができる。  ロ　地階に設けてはならないこと。  ハ　入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。  ニ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。  ホ　必要に応じて入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。  ヘ　一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。  ト　床面積の十四分の一以上に相当する部分を直接外気に開放することができるようにすること。  チ　緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。  二　静養室　次に掲げる基準  イ　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。  ロ　イに掲げるもののほか、前号ロ及びニからチまでに定めるところによること。  三　浴室　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。  四　洗面設備　次に掲げる基準  イ　居室のある階ごとに設けること。  ロ　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。  五　便所　次に掲げる基準  イ　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。  ロ　緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。  六　医務室　次に掲げる基準  イ　医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。  ロ　入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に係る設備を設けること。  七　調理室　火気を使用する部分は、不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)を用いること。  八　介護職員室　次に掲げる基準  イ　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。  ロ　必要な備品を備えること。  九　食堂及び機能訓練室　次に掲げる基準  イ　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。  ロ　必要な備品を備えること。  十　廊下　次に掲げる基準  イ　幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室その他入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下(以下「中廊下」という。)の幅は、二・七メートル以上とすること。  ロ　手すりを設けること。  十一　階段　次に掲げる基準  イ　傾斜は、緩やかにすること。  ロ　手すりを設けること。  4　前三項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。  一　居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室等」という。)は、三階以上の階に設けないこと。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。  イ　居室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十三条第三項に規定する特別避難階段をいう。以下同じ。)を二(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャー(病人、負傷者等を搬送するための車輪付きの簡易な寝台をいう。以下同じ。)で通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段(同条第二項に規定する屋外に設ける避難階段をいう。以下同じ。)を有する場合は、一)以上有するもの  ロ　三階以上の階にある居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているもの  ハ　居室等のある三階以上の各階が耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。)により防災上有効に区画されているもの  二　居室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。  三　廊下、便所その他必要な場所に、夜間において常時点灯させる照明設備を設けること。  【ユニット型特別養護老人ホームの基準】  (設備の基準)  第三十七条　ユニット型特別養護老人ホームの建物(入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平家建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。  一　居室その他の入居者の日常生活に使用する設備を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。  二　居室その他の入居者の日常生活に使用する設備を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件を満たすこと。  イ　当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第四十四条において準用する第九条第一項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。  ロ　第四十四条において準用する第九条第二項に規定する訓練については、同条第一項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。  ハ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。  2　ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、これらの設備(第一号に掲げるユニットを除く。)の一部を設けないことができる。  一　ユニット(居室、共同生活室、洗面設備及び便所を備えるものとする。以下同じ。)  二　浴室  三　医務室  四　調理室  五　洗濯室又は洗濯場  六　汚物処理室  七　介護材料室  八　事務室  九　前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備  3　前項の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。  一　ユニット(居室に限る。)　次に掲げる基準  イ　一の居室の定員は、一人とすること。ただし、夫婦で入居する場合等、入居者へのサービスを提供する上で必要と認められる場合は、二人とすることができる。  ロ　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。  ハ　地階に設けてはならないこと。  ニ　一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、イただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。  ホ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。  ヘ　必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。  ト　一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。  チ　床面積の十四分の一以上に相当する部分を直接外気に開放することができるようにすること。  リ　緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。  二　ユニット(共同生活室に限る。)　次に掲げる基準  イ　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。  ロ　地階に設けてはならないこと。  ハ　一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員の数を乗じて得た面積以上を標準とすること。  ニ　必要な設備及び備品を備えること。  三　ユニット(洗面設備に限る。)　次に掲げる基準  イ　居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。  ロ　介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。  四　ユニット(便所に限る。)　次に掲げる基準  イ　居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。  ロ　緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。  五　浴室　介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。  六　医務室　次に掲げる基準  イ　医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。  ロ　入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に係る設備を設けること。  七　調理室　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。  八　廊下　次に掲げる基準  イ　幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な通行に支障を及ぼさないと認められる場合には、一・五メートル(中廊下にあっては、一・八メートル)以上として差し支えない。  ロ　手すりを設けること。  九　階段　次に掲げる基準  イ　傾斜は、緩やかにすること。  ロ　手すりを設けること。  4　前三項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。  一　ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けないこと。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。  イ　ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一)以上有するもの  ロ　三階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているもの  ハ　ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されているもの  二　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に夜間において常時点灯させる照明設備を設けること。  三　ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 |